

令和6年9月定例会 意見書一覧表

件名	提出者	賛成者
〔発議第5号〕 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書 提出について (令和6年10月4日 採択)	平山光生	武田開人 長 湊 豊 阿部隆弘 松野美哉子 江口智子 佐野 弥奈美
〔発議第6号〕 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の見直し 等を求める意見書提出について (令和6年10月4日 採択)	阿部隆弘	阿部沙希 栗栖陽介 松野美哉子

発議第5号

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
提出について

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を、中標津町議会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年10月4日提出

中標津町議会議長 後 藤 一 男 殿

提出者 中標津町議会議員 平 山 光 生

賛成者 中標津町議会議員 武 田 開 人

中標津町議会議員 長 渕 豊

中標津町議会議員 阿 部 隆 弘

中標津町議会議員 松 野 美哉子

中標津町議会議員 江 口 智 子

中標津町議会議員 佐 野 弥奈美

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

広大な北海道の東に位置する本町の町道は、安全で快適な生活に欠かせない道路として、令和6年4月1日現在、645路線、640.1kmを町道認定している。町道のうち、道路改良が済んでいる割合（改良率）は、全体で約85.1%、舗装が済んでいる割合（舗装率）は、全体で約60.9%となっているが、未舗装の部分においては、近年の異常気象から局地的な大雨により道路の崩壊が多く、住民生活が脅かされており、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年度内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- 3 人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2

車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

- 4 国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。

また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

- 5 冬期交通における安全性の確保や通学路の交通安全対策など、地域の安全な暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月4日

北海道中標津町議会議長 後 藤 一 男

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
財務大臣 国土交通大臣 国土強靱化担当大臣

発議第6号

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の見直し等
を求める意見書提出について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の見直し等を求める意見書
を、中標津町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提
出する。

令和6年10月4日提出

中標津町議会議長 後 藤 一 男 殿

提出者 中標津町議会議員 阿 部 隆 弘

賛成者 中標津町議会議員 阿 部 沙 希

中標津町議会議員 栗 栖 陽 介

中標津町議会議員 松 野 美哉子

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の見直し等を 求める意見書

障がい者の生活を維持するために必要不可欠な障害福祉サービスの報酬改定にあたっては、すべてのサービスが安定的に提供され、従事者の賃金が改善し、深刻な人手不足に直面する事業所の人材確保が可能となるよう配慮すべきである。

しかし、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定では、現場の支援実態を顧みない報酬体系の導入、基本報酬の減額等が行われ、事業所の運営はより厳しいものとなっている。

特に、生活介護、就労継続支援B型、グループホームについては、多くの事業所で基本報酬が減額となり、中でも加算要件を満たすことが困難な小規模な事業所にとっては、運営に支障をきたす改定内容となっている。

また、本町の放課後デイサービス事業を行う事業所では、5領域「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」に基づく、支援計画の記載が必要となり、加算についても、自立支援・個別サポート・家族支援別に明確にしなければならないことから、業務負担も増加している。

政府は、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行以降、障害福祉サービス等の国の予算額が4倍近くになったことを強調し、制度の持続可能性の確保を図る報酬体系とすべきと主張するが、日本の障害福祉関係予算の水準は低く、障害福祉等に係る公的支出の対GDP比は未だ約1%にとどまっている。

今回の報酬改定は、事業所の運営を不安定にし、既に危険水域に入っている人手不足を更に深刻化し、障がい者の生活が脅かされる事態を引き起こしかねない。

よって、政府に対し、3年後の次期報酬改定を待たず速やかに下記事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 生活介護や児童の通所事業について、1時間刻みの報酬設定を見直

し、基本報酬の減額と加算による補填ではなく、基本報酬を大幅に引き上げること。

- 2 就労継続支援B型について、平均工賃月額 15,000 円未満の基本報酬を減額する等の成果主義の強化を見直し、障がいの重い人たち等、支援度のより高い人たちを受け入れている事業所に対して適切な評価を行うこと。
- 3 グループホームについて、区分6を除いて総じて減額するという支援の実態と合わない報酬体系を見直し、基本報酬を引き上げること。
- 4 障害福祉等に係る公的支出の対GDP比についてOECD平均である2%の水準を目指すこと。
- 5 障害福祉事業所の運営難の原因になっている人手不足を解消するため、障害福祉サービス等従事者のさらなる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月4日

北海道中標津町議会議長 後 藤 一 男

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）